

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>令和7年度国立公園公式 SNS を活用した情報発信等業務 仕様書 3) 3.(1)2)</p> <p>1公園につき60枚以上は、撮影可能と考えています。実際の投稿においては3-4投稿で10-20枚を利用する認識でよいでしょうか。</p> <p>また動画は、1公園につき計2分以上（動画素材は4-5本を撮影）が撮影可能と考えています。実施の投稿は元動画を30-60秒に編集し投稿で良いか。</p>	<p>仕様書3.(6)に「国立公園公式SNSアカウント（Instagram、Facebook、YouTube）の投稿計画・プロモーション投下計画を環境省担当官に毎月報告し（中略）年間を通して最適な運用計画とプロモーション計画を立案し、遂行すること。」とありますことから、仕様書3.(1)3)で撮影した写真や動画などを用いた投稿の具体的な計画については、請負者において立案ください。</p> <p>なお仕様書3.(1)3)では「（前略）動画は1公園につき計2分以上撮影する。」と記載しておりますように、動画の分数は合計ですので、例えば30秒～60秒の動画を複数撮影いただくことも可能です。</p>